

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第四百十二号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県杉戸町杉戸四百三十二番地

三 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・五十六号新橋通り線

四 事業施行期間

令和四年三月二十九日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島及び百間六丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島及び百間六丁目地内